

令和4年度川本町予算編成方針について

川本町長 野坂 一弥

(令和3年10月4日決定)

令和4年度川本町予算編成方針を以下のとおり定めたので、留意事項等を厳守し、予算要求作業にあたっていただきたい。

1. 財政状況と今後の見通し

(1) 国の状況

政府は、国の経済状況について「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定)において、『感染拡大防止措置もあってサービス消費に弱さがみられるものの、先行きについては、ワクチン接種の進展や世界経済の回復に伴い、本格的な回復が見込まれる。』としており、グリーン社会・デジタル化・地方創生・少子化対策の4つの原動力をもって、成長の源泉とし、コロナ禍で浮き彫りとなった諸課題の解決を図ることとしている。また、令和4年度予算編成においては、感染症の影響等の経済状況に応じて躊躇なく、経済の下支え・回復に最優先に取り組むとともに、グリーン、デジタル、地方活性化、子供・子育て分野への重点的な資源配分を行うとしている。また歳出全般について、徹底的なワイズスペンディングを実行するとしている。

本町に影響が大きい地方財政対策については、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、地方交付税本来の役割である財源調整機能と財源補償機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保するとともに、臨時財政対策債等の発行を抑制するとしている。また、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」等を踏まえ、地方団体が新型コロナウイルス感染症に対応するとともに、デジタル変革の加速やグリーン社会の実現、地方への新たな人の流れの強化等による活力ある地域社会の実現等に取り組むことができるよう、安定的な税財政基盤を確保するとしている。

今後、カーボンニュートラル、デジタル化、地方分散など大きな社会変革が予想されることから、国の動向に十分注視しつつ、国の取組と基調を合わせて歳出改革等に取り組む必要がある。

(2) 本町の財政状況

令和2年度普通会計決算では実質収支が約5千7百万円の黒字であった。また、財政運営の主な目安とされる実質公債費比率は9.1%と前年比1.0ポイント増加となり、将来負担比率については18.5%と前年比9.1ポイント増加した。実質公債費比率増加の要因は、平成28年度に実施した定住促進住宅等普通建設事業に伴う借入の元金償還が開始することより元利償還金が増加したこと等に伴う公債費の増額が影響しており、4年後には10%程度まで増加する見込みである。また、将来負担比率の増加は、地方債現在高等将来負担の増加が充当可能基金や償還に係る交付税見込額等の増加を上回ったことが影響している。

また、経常収支比率は88.4%と前年比4.2ポイント減少したが、この要因は、分母である経常一般財源収入が約72百万円増額したこと、また、分子の経常的な一般財源支出も邑智郡総合事務組合環境衛生課負担金の経常経費分の減額や生活保護扶助費の減額により、前年度比▲28百万円となったことによる。今後は公債費の増等により、比率の上昇が見込まれるため、施設維持管理経費等の物件費をより一層抑制することが今後の大きな課題である。

令和2年度末の基金残高は22億43百万円で、前年度よりも4百万円減少したが、まちごと魅力化センター整備に係る町債借入等により、地方債現在高についても52億20百万と3億40百万円増加することとなった。

今後の財政状況として、歳入予算における自主財源の根幹をなす町税収入は、三原地域への企業進出により将来的な税収増加が見込まれるが、依然として歳入予算に占める自主財源の割合が20%満たないため、地方交付税等の依存財源に左右される不透明な状況である。今後も引き続き自主財源の確保及び歳出の削減に繋がる取組が必要である。

このように、本町の現在の財政状況については、実質公債費比率や将来負担比率等の健全化判断比率の数値については比較的安定しているといえるが、公債費増加や不透明な交付税の状況等、将来的な財政状況は依然厳しい状況である。今後も国の新しい動きを注視しつつ、主体的に準備を進め、スピード感をもって対応していく必要がある。

2. 予算編成にあたっての基本的な考え方

「たすけあい・支え合う中で、自分らしく暮らし続けられるまち」を目指し、豊かな自然や優れた歴史・文化の続けられる地域づくりのため、令和4年度予算編成は、第6次川本町総合計画に基づき、持続可能性のある、税源涵養に資する人口減少対策等に取り組む必要がある。また、引き続き公共施設等総合管理計画の推進につながる公共施設の除却や長寿命化に対する取り組みも積極的に推進するとともに、ポストコロナにおける社会の変化に対応する取り組みを行う必要がある。

本年度も引き続き予算編成スケジュールの前半に新規・主要事業等の政策的経費の検討を行い、これに対して一定額の予算配分を行うこととする。

これらをふまえて、令和4年度予算については、以下の方針に基づき、予算編成を行うこととする。

(1) 総計予算

年度間予算を編成するものとし、事業内容等を十分検討し、収入・支出額を計上すること。なお、厳しい財政事情から年度途中の予算補正は原則として、総合計画に基づく事業や災害等やむを得ないもののほか、行わないものとする。

(2) 行財政改革の推進

第3次川本町行財政改革大綱に定める改革を確実に推進し、持続可能な財政構造を構築して、住民サービスの維持・向上を図ること。

(3) 町民ニーズを反映した施策に関すること

「たすけあい・支え合う中で、自分らしく暮らし続けられるまち」を目指し、豊かな自然や優れた歴史・文化の続けられる地域づくりのため、地域住民が求めていることを的確に把握し行政サービスとして取り組むこと。また、NPO法人や町民との協奏を強く意識すること。

(4) 第6次川本町総合計画重点PJの評価指標達成への取組

第6次川本町総合計画重点PJの評価指標達成に向けた取組を推進すること。
なお、新規事業立上げにあたっては、予算計上前に協議を行うこと。

(5) 川本町公共施設等総合管理計画の推進

平成28年度末に策定した川本町公共施設等総合管理計画に掲げる施設マネジメントの徹底を図り、施設の適切な配置・規模を検討しつつ、公共施設の更新・統廃合・廃止・長寿命化等に取り組むこと。

また、これらの取組に必要な経費として一般財源ベースで、2千万円を予算配分することとし、老朽化対策、長寿命化対策、コスト削減対策等につながる取組を実施する。

(6) 新規・主要事業への予算配分枠

第6次総合計画に基づく新規事業、主要事業等の政策的事業については、予算編成の前半に実施する財政ヒアリングにおいて決定する。なお、これらの事業に対する予算配分は一般財源ベースで1億円とする。なお、この中にはデジタル化を推進する経費を含むものとする。

また、ハード事業に関する起債借入額は5.5億円を借入の上限とする。

(7) 会計年度任用職員制度の運用について

令和2年度から制度開始となった会計年度任用職員制度の運用や具体的な要求金額については、令和3年度に習うものとする。

また、委託先である公的団体に勤務する集落支援員等で、会計年度任用職員人件費の整合性を図る必要がある場合については、その根拠等を示した上で必要な金額を要求すること。この場合であっても、特別交付税の対象の範囲内に納めるなど、可能な限り一般財源負担の増加を抑制すること。

(8) 一般財源等の取扱いについて

ア (6)で決定する新規・主要事業を除き、前年度当初予算一般財源額の範囲内で要求することとする。

また、前年度と同様に人件費、公債費、一部事務組合等負担金、特別会計繰出金については別枠として算出すること。

イ 新規事業については、スクラップ&ビルドを基本とし、事業の財源を確保するため、既存施策の廃止・縮小についても十分な検討を行うこと。また、原則として事業終期を設け、第6次総合計画との整合性を図ること。

ウ 事業・施策の実施には、各種補助制度や地方債制度の財政支援制度を十分調査し、積極的に活用することにより、可能な限り財源の確保に努めること。また、地方財政対策や各種制度改革等についての情報収集に努め、適切に対応すること。

エ 国・県の補助制度にかかわる施策については、国・県支出金の廃止・縮減等の動向を的確に把握し、廃止・縮減されるものについては、別途財源措置がされるものを除き、町費負担の振替は行わないものとする。

(9) 特別会計について

特別会計については、一般会計からの繰入に依存することなく、独立採算制を念頭に、経営の合理化、効率化等を図り、長期的な収支計画を立て、予算編成を行うものとする。

3. 予算要求に係る留意事項

予算ヒアリングにおいては、予算の裏付け、必要性、意義付けなどの明確化を強く求めるので整理をしておくこと。

- (1) 新規・主要事業等については、必ず 11月12日(金)までに事業リスト(様式別添)を作成し、総務財政課に提出すること。また、提出にあたっては、課内協議や課内査定を十分に行うこと。また、令和2年度新たに設けた公共施設維持管理対策費についても同様なスケジュールで提出すること。
- (2) 提案した新規・主要事業等については、11月15日(月)から実施する総務財政課ヒアリング時に、事業説明シート(様式別添)により説明すること。また、新規事業等説明シートのみでは事業スキームが分かりにくい事業については、A4・1枚の事業内容説明資料を作成すること。
- (3) 正規職員及び会計年度任用職員の配置については、別途総務財政課総務係から人員要求について示されるが、予算要求においては、各課・室・局ともに現行どおりの人員数を想定して事業の構築を行うこと。なお、新たな会計年度任用職員を配置する場合は、(1)の事業リストに記載し、新規・主要事業選定の流れにより庁議での決定を得た上で要求すること。
- (4) 事務事業評価の三次評価及び最終評価の指示事項について必ず内容を確認し、当初予算要求に反映すること。
- (5) 予算要求書提出前には、各課等において要求内容の自己査定を徹底し、課内で十分調整したうえで、予算要求すること。

- (6) 要求額の算定にあたっては、事業費や事務量の増減要因を十分検証し、漠然と算定することなく、全体の事業費や事務量を見極め、事業費等が過大又は過小とならないよう予算要求すること。
- (7) 歳入・歳出予算の見積りにあたっては、最新のデータを使用し、実際の執行状況にあたっては監査委員の指摘事項(決算審査意見書)について十分に検討し、必要な対応を図ること。
- (8) 予算要求書提出以降に負担金の変更や、制度改正等により要求内容に変更が生じた場合は、速やかに財政係との協議を行うこと。
- (9) 感染症拡大に伴う取組みについては、国、県の動向を注視し、適切に予算を計上すること。また、計上する事業については財政係と協議を行うこと。

《歳入》

- ・ 算出根拠や、受益と負担の関係を明確にし、不均衡、不公平なものは是正する。
- ・ 未利用となっている町有財産については、売却を促進する。
- ・ 町有財産貸付収入及び使用料に準ずる諸収入は、住民負担の公平確保と受益者負担の適正化を図る。
- ・ 国、県支出金については、制度改正等、動向を把握しながら、過大とならないよう計上する。

《歳出》

- ・ 予算要求に当たっては、可能な限り、精緻な見込額を計上する。
- ・ 外郭団体、各種団体等への委託料や補助金等については、業務や支援内容を精査し、削減可能な経費については削減をしっかりと図る。
- ・ 事業実施には、職員の業務量も十分意識し、アウトソーシングや地域おこし協力隊の積極的な活用を検討する。ただし、新たな集落支援員の雇用については、支援員としての本来の役割を満たす業務についてのみとし、活動費の支出についても経常経費等への充当を行わず、集落対策費として適正な内容とすること。
- ・ 当初予算編成中に新たな地域おこし協力隊の募集を行う場合は、事前に庁議等でその内容について十分協議すること。
- ・ 近年、予算計上した地域おこし協力隊が雇用できないことによる不用額が大きくなっていることから、これらの実績を踏まえて雇用見込みについて十分精査すること。
- ・ 各種協議会等への負担金は、納付先の団体の活動状況、負担金に見合う反対給付の内容を調査のうえ、必要性が十分見込まれるものに限る。
- ・ 補助率10/10というだけで安易に受け入れるのではなく、人件費がかかることも考慮し、目的や効果を十分検討する。
- ・ 公共施設等の維持管理経費の徹底した削減を図ること。中でも光熱水費や管理委託費について契約内容や委託金額等について見直しを図ること。

《編成日程》

日付	項目
令和3年 10月 1日(金)	予算編成方針説明会(庁議)
10月13日(水)	当初予算編成作業補佐係長説明会
11月 1日(月)	12月補正予算要求書入力開始
11月 1日(月)	当初予算要求書入力開始
11月12日(金)	新規・主要事業リスト提出
11月15日(月) ～17日(水)	総務財政課ヒアリング (新規・主要事業分) ※12月補正と併せて実施
12月24日(金)	当初予算要求書提出期限 (事務事業シート含む)
令和4年 1月 7日(金) ～14日(金)	総務財政課ヒアリング(新規等除く)
1月24日(月)	調整内示
1月26日(水) ～ 28日(金)	町長査定 ※3月補正と併せて実施
2月 7日(月)	町長査定内示

※議会日程によりスケジュール変更の可能性あり